

司法書士法教育ネットワーク第7回定時総会・記念研究会

小学生からの法教育 ～親子法律教室の取り組みを題材として～ (4-1)

2015年6月21日(日) 午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 脇坂幸司氏 広島司法書士会(社会事業部)
金源成大氏 福岡県司法書士会
(会場参加) 中山浩一氏
(会場参加) 椛島浩二氏
松本榮次氏 兵庫県西宮市立小学校教諭
小平智志氏 京都司法書士会
進行役： 浅井 健氏 司法書士法教育ネットワーク事務局次長

浅井

(登壇者のみなさんをご紹介します。)

それでは、広島と福岡と京都と、それから松本さんのお話を聞きながら、会場のいろいろなご意見とかアンケート結果を踏まえまして、これからの小学生の法教育をどうしていくのか、あるいは、今までの小学校向けの法教育はこんな内容だった、どういった問題点、どういう良かったところがあったのかと考えながら、みなさんと一緒に意見交換をしていきたいと思えます。

今日のテーマとして、案内のとおり、小学校からの法教育を題材として進めているんですけども。実際に今まで、日本司法書士会連合会(日司連)を含めて、小学校から法教育に取り組んでいこうということで、全国で10司法書士会。この10会に対して、司法書士法教育ネットワークからアンケートを実施させていただきまして、そちらの方から回答をいただいています。どういうきっかけがあって取り組んだのか。我々の考えていたことと、実際にやってみたときの子どもの反応、保護者の反応はどうだったのか、今後どのように進めていくのか、反省点など、そのあたりをアンケートさせていただいています。こういった統一的なアンケートは、今までとってなかったと思えますので、実際の現場の生の声を集計させていただきました。

事務局の川野さんの方から、アンケート結果の報告をお願いしたいと思います。配布している資料もご覧いただきながら、では、お願いします。

★アンケート調査結果から

川野

司法書士法教育ネットワーク・事務局の川野歩です。よろしく申し上げます。

ご覧いただきたい資料が、[資料1](#)と[資料2](#)です。

今回のアンケートですが、まず、今回の記念研究会のテーマを何にしようかと考えたときに、親子法律教室が、2014年度には全国で10司法書士会で開催されるまで取り組みが広がってきたと。さかのぼって広島司法書士会(広島会)さんが2009年から独自の教材でずっと始められてきて、福岡県司法書士会(福岡県会)さんが教材を開発されたのが2012年、この「解釈のちから」を開発されたことによって、ここまで広がってきて、結構大きな流れとして、小学生向けの法教育というのができてきているので、一度ここで立ち止まって、今までの実績がどうだったのか振り返ってみようということと、そして、これから先の展望ですね。さらにどんなことが司法書士として提案していけるのかということを考えてようということ、アンケートを実施しようということになりました。

いろいろ結果を見ていると、使われている教材は「解釈のちから」がほとんどです。広島会さんが毎年、独自の教材を一から作られている以外は、ほとんど「解釈のちから」を使ってされているということが、資料1の一覧表の基本

情報から見てとれます。教材がパッケージとして出来上がっているというのが、大きな力だと感じることができます。

対象学年はいろいろ幅広くされていまして、3年生から6年生まで、人数は少ない会もありますが、かなり幅広く実施されています。

資料2に、なぜ、小学生に「法」を教える授業をしようと思ったのか(問2)というところにまとめています。やるきっかけは、日司連からの「やれ」という号令があったからとか、執行部からの「やれ」という号令があったからとか、いろいろあるんですけども。小学生に、早い段階から考えてほしいという思いはみなさんお有りで取り組んでこられたようで。実際やってみるとなると、なかなかふわふわした内容になりがちのところ、みなさんそれぞれ工夫されているいろいろ取り組んできたということが、資料2の回答の方からも読み取れるようになっていきます。

このあたり、実践結果、得られた効果については、これから第1部の方でそれぞれ広島会さん、福岡県会さんからそれぞれご報告をいただいて、それぞれ詳しく考えていきたいと思えます。第2部の方では、小学校、学校現場で取り組んでおられる松本さんから。この取り組み、親子法律教室はイベント的に開催されて、初対面の子どもたちの中でやるという企画がほとんどですが、そうではなくて、日常、学校現場の方で司法書士が参加して行って、法律教室を提案していくというのはどういう形でできるのかということをお話ししていただければと思っています。

あとは、みなさん、会場の中からも、親子法律教室をされた経験のある方、これからしようかなと思ってらっしゃる方、いろいろいらっしゃるかと思いますので、いろいろご意見をいただいて、質問もいただいて、ますます、小学生向けの法教育の取り組みがひろがっていけばなと思っています。よろしく願います。

浅井

ありがとうございました。実際のアンケートの結果は、資料1、資料2にまとまっています。いろいろ10司法書士会からの意見でも出てきているんですけど、このあたりはご覧いただきながらということで。実際に、ここで報告される登壇者の方々と意見交換の中で、それぞれの司法書士会によっても特徴的なこと、考え方の違いもありますので、そのあたりをご紹介させていただければと思います。

さきほど、報告者のみなさんと事前に打ち合わせをしていた中で、小学生に対する法教育は難しいと。子どもって、いろんな発想や着眼点があって、逆にこちらが教えられることも多いよなど、そういう意見交換をさせていただきました。また、実際に、子どもたちと初対面で、この子どもたちがどうやったら意見交換しやすくなるんだろうと、そういうこともいろいろ話をして、このあたりも、後の意見交換でお話ししてもらえるかと思えます。

これから開催される司法書士会もあると思えますし、既に開催している会もあると思えますが、子どもたちがより良い参加をするための取り組みの参考にさせていただければと思います。また、各会の悩みも、アンケート結果に書かせていただいていますので、ご参考にさせていただければと思います。

資料2の問6、問7、問8の回答については、今回の研修会の趣旨とはそれるので、あまりご紹介できないと思えます。このあたりは、個別のご質問などをお願いします。

そうしましたら、まず最初に、第1部、広島司法書士会の親子法律教室の6年間の取り組みからということで、脇坂幸司さんからお話しをいただきたいと思えます。よろしく願います。

【第1部】

なぜ、司法書士が「小学生」への法教育に取り組むことになったのか

★報告1：「親子法律教室」6年間の取り組みから

脇坂

広島司法書士会（広島会）で社会事業部の理事をしています、脇坂幸司と申します。今日はよろしくお願ひします。さっそくなんです、当会でのこれまでの親子法律教室ですね、これを6年間やってきたものを、今日、発表させていただこうというふうに思っています。

最初に、広島会における法教育活動について、背景といいますか、少し簡単にご紹介しておこうと思います。

そもそも、法教育ということでは、平成6年から、高校生のための法律教室というものを開始しています。これは現在まで継続しております。その後、平成16年に、法教育・消費者教育に関する情報交換会というものを開催しまして、当会、それから広島県内・市内の消費者関係の団体の方ですとか、大学、高校の先生ですとか、そういうみなさんを招いて情報交換会を開いて交流するとか、そういったことを年1回開いております。この時期から、伝統的に法教育についての機運が高まってきたのかと思います。

その後、平成20年になりまして、広島会の会館が新しく出来たということがありまして、何か地域に対してやっていかなければいけないだろう、というところから、法教育に関するシンポジウムを開催しまして。ここまでやった以上は、継続した事業として何かしていかなければ、ということで、現在の親子法律教室をすることになりました。今年の3月で全6回を数えております。この6回分のテーマ・題材に関しましては[レジュメ](#)の方に載っておりますので、こちらを参考にさせていただければと思います。

ざっくり、駆け足になりますが紹介させていただきますと、第1回は「江戸しぐさ」ということで、ルールづくりや法というものの内容にしています。第2回は、「ええがに分けてみんさい！」という、これは広島弁ですが、しっかり分けてみましょうという意味合いです。クリスマスケーキなんかを分ける、公平な分け方、公正な分け方って何だろうということを考えてみました。第3回は「約束したのに・・・」という、約束の意味。約束をする前の話し合いの大切さ、重要さというところから、方法をテーマとしています。第4回は、約束の後の話として、紛争が起こってしまった場合にどうすれば仲直りができるか。和解とか仲裁とかを題材にしてやっています。第5回は・・・ここから私が正式に関わることになるんですが・・・この回に関しては、契約の意義とか、契約の自由とか裏にひそんでいる責任とか、子どもたちと一緒に考える内容にしています。この第5回については、先般発行されました『司法書士のための法教育・消費者教育ハンドブック』の方にも少し書かせていただきましたので、ご参考にさせていただければと思います。ただ、そちらは文章だけになってしまっていますので、簡単ではございますが、実際にどういう教材を使ったかということについて写真で紹介したいと思います。

「約束の町」ということで、これは後半で使ったんですけれども、（画面写真の）真ん中に、これが駅です。駅を中心にしてその町の地図があって、いろんな人がいるんです。それぞれセリフをしゃべっている。「今日の夜ご飯は、肉が食べたいわ」というとか。この四角が店で、それぞれ店がずらっとあって。それぞれ肉屋さんとか、衣料品店とか、いろんな店があって。「それぞれの人と人とか、人と店をつなげていくと、今回、約束を見つけることができますね」と。みなさん、どんどん、約束を見つけていきましょうと。そういうことがテーマになっていました。（画面写真）これは、実際に子どもたちが作業をしている場面なんです。我々が考えている以上に子どもたちは熱心に、いっぱい

線を引っ張ってくれて、いろいろな約束を見つけてくれていました。予備として、まったく単独に人とかシールをつくりまして、そこで子どもたちは自由に発想して、こういう約束もできますよと、子どもたちの方から見つけるというか、提案してくれる、そういう子もいましたので、非常に盛り上がりました。

ちなみに、広島会のやり方は、前半、後半と分かれています。前半は、(自分たちで)事前に収録した人形劇をつかって、ストーリーを話すんですね。(画面写真)これはそのときの収録をしているところで、おまけの話ですが、こんな感じで手作り感満載でやっております。

第6回の直近ですが。そのグループや集団の中で民主的な意思決定をするにはどうすればいいか。その中で、どういうふうに物事を決めていけば、少数意見が尊重されるとか、手続が公正かとか考える内容になっています。前半部分としては、さきほどのように人形劇を見まして、合唱大会の曲目を選ぶというシーン、問題がでましたとか、これに対して、みなさんどう思いますかという内容。第2部=後半は、それを踏まえて、実際に小学校の校舎が新しく建設されます。候補地が3つあって、みなさんだったらどこにしますかと。この会場に参加しているみなさんで場所を決定しましょうと、そういう投げかけをしてやっております。第6回に関しては、後ほどもう少し詳しくお話しします。

以上、やっていく中で、私の目から見て特徴的なものを3つほど取り上げています。(注:レジュメ2頁、2)一つは、プログラムの工夫。アイスブレイクというのは欠かせないと思っています。一般から公募して、急にその日に参加するという子どもたちですので、なかなか緊張感というのは解けないわけでして。それをいかに解かしていくかということが大事になってまいります。時間がだいたい2時間から2時間半に設定されていますので、2部に分けて、それぞれ別の視点からワークをやっていくということになっています。

修了証書の授与、ということで、これは第1回めからこういう方式でやっているのですが、法律教室をしっかりと受けてもらった子どもたちに対して、お土産というか何か受講したあかしを持って帰ってもらおうということでやっています。

(画面写真)これはちなみに、修了証書を、簡単な文書なんですけれども当会の会長名で修了証書をお渡ししています。右側写真は授業風景です。

二つめの特徴として、「テーマやワークへのこだわり」ということです。いろんな中で広島会独自のテーマでやっているんですけれども、共通するのは、法の基礎となる価値について考えるようなものであったり、テーマであったり、広がりをもったテーマ設定とかワークの仕方というものを常に考えております。

三つめ、「子ども目線への配慮」ということです。リラックスした雰囲気づくりをすとか、ワークなどでも手や身体を動かすと。一つのところに留まるのではなくて、実際に降りていって、子どもたちが飽きないような工夫を考えております。発達段階への配慮ということで、法律用語が入ってきますので、なかなか、我々も法律用語で説明できれば簡単にすむんですけれども、一般の方、というか子どもたちですので、平易な言葉で言い換えるとか、より詳しくすとか、そういう配慮はしています。

それから分析ですが、ヒト・モノ・カネに分けてみると、もう一つ別の視点からも見えるかなと思いましたが、ちょっと分けてみました。第1回めは、外部講師の方をお招きして、和装とか江戸しぐさとかに詳しい方を招いてやりました。第2回は、広島ローカルのタレントさんをお招きしてやりました。第3回、4回となりましたら、高校・大学の先生を講師にお招きして、実際に教室をしていただきました。5回、6回になってきますと、司法書士だけで講師として開催できるようになってきました。やっている主体は、社会事業部の中

の法教育委員会のメンバーですが、それに加えて若干名、会員の中から公募しまして、10人くらいスタッフとしましてやっています。

次は、モノということで。一から作ることはなかなか難しいので、最近はいろいろ法教育の教材もできてきています。ネットでも発表されていますし、本として出版もされていますので、そういったものも参考にしながら作っています。法教育だけではなくて、学校における授業運営に関する本も参考になりますので、こういったものも見させていただいてやっております。

あと、ペーパーだけでは苦しいので、さきほどの第5回でも「約束の地図」というのができましたけれども、何か大きな目をひくような大きな道具を使いながら、毎回工夫をしながら物づくりをしています。

カネ、については、初年度は本当に予算がなかった。少ない予算でやって苦労されたと聞いています。第2回めから、日司連との共催ということもあって予算が増えたり、広島会の中での法教育に対する理解も進んでいって、予算をつけていただいたという状況です。

ここで、第6回、直近の親子法律教室の風景を、画面で紹介させていただこうと思います。実際の教材・資料を持参しましたので、回覧ということで、スタッフの資料も回覧させていただきます。実際に、第6回で使ったワークシートですとかアンケート。子ども向けのもの、保護者向けのもの、分けたものと、親子法律教室の最後に、「保護者の皆様へ」ということで、これも毎回出しているんですが、今回の法教育・法律教室の趣旨というかテーマといったものも、保護者向けにお渡ししております。

これ、第6回に限った話ではないんですが、毎回こんな感じで座って法律教室をやっております。（注：スタッフの資料）上のほうの□が講師が立つところで、テーブルが4つ、少し斜めになっております。で、子どもたちは赤い○なんですが、それぞれ6人ずつ座って、△がチューターで、司法書士のスタッフがそこに座って指示を出すと。で、保護者の方はそれぞれ両サイドに分かれて座って参加をする、大体こんな感じで、こういう風景でやっております。

リラックスした雰囲気づくりということで、第1回からずっと踏襲されているんですけれども、少しでも華やかにしようということで、こういった花とかで看板なんかを作って雰囲気づくりをしております。

チューターはこのユニフォームを着て参加をしております。これ見てわかる方は多いかと思いますが、広島東洋カープのレプリカユニフォームですけれども、これを着ているスタッフが受付とかチューターで、いろんなフォローを柔らかい感じできるようにしております。

第1部については、人形劇ということでスタートしておりますので、こんな感じで進めております。

第2部につきましては、今、資料を見てらっしゃる方はおわかりかと思うんですけれども、ひとつの「はっちょう市」・・・架空なんですけれどももちろん・・・「はっちょう市」の中に小学校を建設する。（注：候補地が）3つあってどこがいいかみたいな設定なんです。（注：画面写真）私がいて、その向こうにいるのがはっちょう市長役をつとめた、これは当時の広島司法書士会の副会長なんですけれども。副会長を引っ張り出してですね、髭をつけさせてもらって、蝶ネクタイをここにしております。そんな感じでちょっと上役を引っ張り出してですね、やってもらったシーンでございます。

「こうとう区」の例でいいますと、向こうから「うみひら地区」「なかまち地区」「やまのて地区」なんです、それぞれパネルを实际作りましてですね、それぞれ市長のイメージを持ってもらおうということで、こういう大道具を作る。これは全部、司法書士とか事務所のスタッフの方に作ってもらったんですけれども、こんな感じですよすごいインパクトのあるものを作っております。

終盤で物事を意思決定で決めるところがありますので、最終的にはどうしても多数決になるわけなんです。ここで本物の投票箱を使わせてもらいまして、これ、実際に広島会の役員選挙とかで使う投票箱なんです、それをお借りして、子どもたちに投票をしてもらっております。

最終的にやまのて地区に決まったんですが。パネルに貼ってます、これ、子どもたちの意見です。自分がやまのて地区を推薦するというか、そこがいいという理由も下のほうに書いてもらって。これ、実際子どもたちとか参加者にみんなこれ見てもらって、最終的な自分なりの意思決定というものをしましようというふうなものになっております。

ということで、全6回につきまして以上のとおり発表させていただきました。ちなみに、ここで当会のスタンスというほどはっきりしたものではないかもしれませんが、やはり広島会の親子法律教室というものがどういうものかというのが、ひとつ10年前に出ております、法務省法教育研究会の報告の中から私が読み取っております。

ひとつは、司法書士が地域の中でいて存在する「生きる職能」だということで、ひとつは地域を対象とした法律教室というものをやってみましょうと。さらに、やはり実践することということで、とりあえず一回はやってみよう。おそらく広島会は、第1回より第2回、第2回より第3回というような感じで段々年々ブラッシュアップされているように思いますので。まず、一回やってみないと始まらないのかなという気がしております。で、これを周知していくということが求められているのではないかとこのように思います。

子どもたちに対する法教育の効果なんです。3点に絞ってお話ししますと、やはり、一つはもちろん子どもの法的素養をはぐぐむということで、個人的な意見としては子どもというのはこういった法的素養というものはすでに持っているんだと、私は思っております。ただそれを表出することができない。そういった法的素養というものをいかにして引き出していくかということが、法教育のやはり役割であろうというふうに思います。そのための手段と、子どもたち自身が考えて、自分たちで話し合うということを経験するということをやれば必要だろうと思います。で、その結果として子どもたちとか保護者・市民の方々の未来に生きていくということに考えております。

ちょっとだけ、当会の課題についてご説明しますと、ずっと6年間新しいものを作ってきたわけですが、ちょっとまあ息切れをするのかどうかわかりませんが、やはりここまできた以上は作っていきたいねという話もしておりますし、一方でやっぱり今まで6回やってきた中でそれぞれを整理しながら一つのコンテンツとして完成させるような、そういう方向性もちょっと検討しなければいけないと。ちょっと、異物相反するというか、何らかの、人員も含めて難しいところなんですけれども、どちらかが必要になってくると思います。

もう一点、子どもたちの接し方と関わり方ですね。今、チューターがあつて、それぞれのグループがあつてそれぞれにチューターがいるわけなんですけれども、チューターは専門家ではないので、子どもたちにいろんな意見を言ってもらおうとか発表してもらおうことについて、なかなかうまい促し方がまだ難しいなというふうに感じております。

最後になりましたが、みなさん、是非これからもですね、親子法律教室をやってみましょうということでひとつメッセージを出しておきます。コンテンツを作るってことは、あまり難しく考えなくていいのかなと思います。さきほども言いましたように、いろいろな教材が出てますし、そういったものを見られて作っていけば、案外作れるものだというふうに思います。その中で、作っていく中で自分たちも勉強になりますし、「公平」とは何だろう、「公正」とは何だろう、または「契約」とはそもそもどういうものかということ、子ど

もたちに教えるということは、自分たちも勉強しなければいけませんので、そういったメリットももちろん出てきます。なので、是非ですね、みなさんと一緒になって広島会もやっていきたいと思っておりますので、何かもし、質問等ございましたら、また広島の方にも教えていただけたらというふうに思っております。

だいたいこんな文献を参考にしております。一番下の『教育ファシリテーターになろう』（注：石川一喜、小貫仁編、弘文堂、2015年2月刊）、これ別に法教育とは全然関係ないんですけども、やっぱりひとつの授業を運営していくうえでこれは結構参考になる。結構おもしろい本でした。

というわけで、以上で私の説明をここで終わらせてもらいたいと思います。是非、みなさん一緒になって法教育のコンテンツ作りに携わっていただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

浅井

脇坂さん、ありがとうございました。

広島会の方は、毎回毎回いろんなネタを作りながらということ、さっきも意見交換していたなかで、難しいんじゃないの？って話もいろいろさせていただいていたんですけど、ご案内にあったようにそれほど難しくないということでございますので、是非福岡会の紙芝居の発展型的なところを、是非とも各地の司法書士会で企画いただければありがたいなと思っております。

(以下、4-2につづく)